

平成16年7月

平成17年度中小企業対策に関する要望

神戸商工会議所
名古屋商工会議所
京都商工会議所
大阪商工会議所

わが国経済は、漸く明るさが見えつつあるものの、業種・規模・地域による二極分化が顕著であり、今後は本格回復に向けた経済の幅広い底上げを図ることが肝要である。

中小企業は依然厳しい経営環境下にあるが、事業深化や新分野進出など、新たな成長に向けたチャレンジを始めている。政府は、こうした動きを的確に捉え、意欲ある中小企業の自助努力を支援する施策を拡充し、景気回復を確かなものとしていくことが急務である。

かかる観点から、下記の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

1. 意欲ある中小企業の成長戦略を支援する施策強化

(1) 成長力に富む中小企業を支援する施策体系の構築

成長企業は、創業10年前後に雇用を大きく増やすといわれている。そこで、こうした成長企業を多数生み出すため、従来からの創業促進支援策に加え、創業後数年を経た企業を対象に、取り引き斡旋や従業員研修などの支援策を集中的に実施する施策体系を構築されたい。

(2) 中小企業経営革新支援法の拡充

具体的各種支援措置との連携強化

経営革新計画の承認を受けた企業が、実際に各種支援策を利用する場合、改めて施策を所管する機関による審査が必要となっている。今後は、より活用しやすい制度とするため、関係機関の連携を深め、承認企業による支援策の利用可能性を高めるとともに、手続きの簡素化を図られたい。同時に、金融・税制面や販路開拓などに資する支援策を拡充されたい。

支援対象の拡大

現在4種類に限定されている経営革新計画の承認対象を拡大するとともに、「新たな取り組み」の内容についても幅広く認めることで、中小企業の多様な自助努力を促進されたい。

経営革新顕彰制度とステップアップ支援措置の創設

中小企業経営革新支援法の施行から5年を迎えるとともに、承認企業の計画期間も最大5年であることから、本制度に続く支援策を検討する時期にある。具体的には、本制度の活用により、業績が一定以上向上した企業を顕彰する制度を創設するとともに、受賞企業を対象に、金融・税制面などさらに充実した新たな支援措置体系を構築されたい。

(3) 地域中小企業支援センターにおける専門家派遣事業支援制度の復活

中小企業支援センターが実施する窓口相談や専門家派遣は、創業や経営・技術革新を目指す中小企業にとって、実効性の高い重要な支援制度である。ついては、平成15年度で終了した地域中小企業支援センターにおける専門家派遣事業への支援制度を復活されるとともに、制度の充実を図られたい。

(4) 地域・産業ブランドの育成

中小企業の連携による自主ブランド創設への取り組みを促進するため、事業化・連携化に資する施策(地場産業等活力強化事業費補助事業、JAPANブランド育成支援事業)を拡充されたい。

2. 企業再生・破綻予防に向けた施策強化

(1) 個人保証の見直し

中小企業が金融機関から借入れを行う際、経営者本人の個人保証や第三者保証の徴求が常態化しており、不幸にも企業が破綻した場合、経営者・保証人は財産の大半を失い、再起が困難になるばかりか、基本的な生活権さえ脅かされる事態に陥る場合もある。そこで、契約時に保証の上限額・期間に定めのない包括根保証契約を無効とするなど、合理的な保証制度構築を図られたい。また、第三者保証については、原則廃止に向けた環境整備を促進し、とりわけ政府系金融機関においては、率先して廃止するよう配慮されたい。

(2) 中小企業再生支援協議会の機能拡充

中小企業再生支援協議会には、依然として企業再生に必要な資金供給手段が十分に確保されていない。このため、経営改善計画に基づく資金調達に資するための特別融資制度の拡充、信用保証協会による保証制度の拡充など、支援措置の一層の強化を図られたい。

(3) 中小企業再生ファンドの設立促進

中小企業を対象にした再生ファンドの設立を促すため、中小企業総合事業団の「再生支援出資事業」を拡充し、中小企業再生支援協議会と連携した事業再生の促進を図られたい。

(4) 中小企業倒産防止共済制度の拡充

昭和60年以降3,200万円を据え置かれている貸付限度額について、社会経済情勢の変化を勘案し5,000万円程度に引き上げるとともに、償還期間を5年から7年に延長されたい。また、貸付実行までの期間短縮を図るとともに、貸付額に応じた掛金権利消滅の割合(現行は貸付額の10%)を引き下げられたい。

3. 資金調達の円滑化支援

(1) 金融検査マニュアルにおける公的機関の支援実績評価

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実施により、金融機関においては経営者の資質や事業の将来性などに基づいた融資が期待される場所である。ついては、商工会議所による経営指導や、公的機関による技術・販路開拓支援実績についても定性面における評価項目として取扱われるよう、金融検査マニュアルの運用について配慮されたい。

(2) 政府系金融機関による融資の拡充

経営悪化を余儀なくされている中小企業が一段と増加していることに鑑み、既往借入金の返済を軽減するため、緊急措置として貸付期間を1年程度延長されたい。また、担保の徴求を前提とした融資だけではなく、事業の将来性や経営者の資質、あるいは知的財産を担保にした融資制度を、政府系金融機関が率先して拡充されたい。

(3) 小企業等経営改善資金融資の拡充

平成16年度末までとなっている貸付限度額の別枠措置(450万円)を本枠(550万円)に統合するとともに、貸付期間延長(運転資金5年、設備資金7年)の特例措置を恒久化されたい。また、取扱期限が平成24年度末までとなっているため、資金調達力に乏しい小規模企業が資金難に陥ることがないように同制度を恒久化されたい。

(4) 信用保証協会の経営基盤強化

信用保証協会の経営基盤を強化するため、十分な基金補助金を確保するとともに、中小企業総合事業団信用保険部門が中小企業金融公庫へ移管された後も、引き続き信用保証制度が円滑に機能するよう配慮されたい。

4. 中小企業関係税制の改正

(1) 事業承継税制の抜本的改革

事業承継税制については、財産相続ではなく企業存続のための税制との観点に立ち、事業用資産・株式の評価、税制のあり方を一体的・抜本的に見直すべきである。とくに事業用資産については、一般の相続財産から分離させ、農地に準じた納税猶予制度の導入や欧米各国で採用されている包括的な軽減措置を導入するとともに、取引相場のない株式の評価方法についても、抜本的改善を図られたい。

(2) 同族法人の留保金課税の全廃

同族法人に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税については、一定要件を満たす企業には課税停止措置がとられているが、これを全廃されたい。

(3) 中小法人の定義の見直し

税法上の中小法人の定義を中小企業基本法の定義にあわせて資本金3億円以下(現行は資本金1億円以下)に改められたい。

(4) ベンチャー企業育成のための税制拡充

個人投資家によるベンチャー企業への投資を促すため、当該株式の売買で譲渡損が生じた場合に、給与など他の所得との損益通算を認められたい。また、法人または個人がベンチャー企業に対して行う投資額の一定割合について税額控除できるよう認められたい。

5. 産学連携を通じた技術力向上支援

(1) 中小企業技術革新制度（日本版SBIIR）の拡充

中小企業の技術力向上、研究開発を支援するため、中小企業技術革新制度（日本版SBIIR）の支出目標額の拡大を図るとともに、実施にあたっては、周知・募集期間を十分確保し、きめ細かな情報提供により中小企業が応募しやすいよう利便性向上に努められたい。

(2) TLO事業への支援

大学等技術移転促進費の補助期間延長

設立から5年間の補助期間が定められている大学等技術移転促進費補助金の期限延長を図られたい。さらに、設立から8年間となっている特許流通アドバイザーのTLOへの派遣期限についても、延長措置を講じられたい。

特許出願関係費用の見直し

TLOにおける一定額以上の特許出願関係経費は、無形固定資産に計上し課税対象となっていることから、全額当期経費として計上できるよう改められたい。

未公開株の取得解禁

公益法人は未公開株の取得ができないが、大学発の新規産業創出を支援する承認TLOについては、支援した企業の未公開株を取得できるよう制度を改められたい。

(3) 産学連携事業に取り組む中小企業向け無担保無保証融資制度の創設

産学連携事業に取り組む中小企業にとっては、共同開発研究の初期段階に発生する経費負担が障害要因となり、研究が進展しにくいケースもみられる。そこで、産学連携の初期段階において、中小企業が活用できる無担保無保証融資制度を創設されたい。

(4) 提案公募型産学連携事業の拡充

中小企業の技術開発促進のための提案公募型産学連携事業（地域新生コンソーシアム研究開発事業、中小企業地域新生コンソーシアム研究開発事業、地域新規産業創造技術研究開発事業）は、いずれも需要が多い制度であるため、予算を拡充されたい。

(5) 中小企業の特許取得に係る負担軽減措置の創設・拡充

中小企業における国内・海外特許の取得を促進するため、多額に上る外国への特許出願費用の補助制度を創設されたい。また、現行の国内特許料等減免措置の適用条件を大幅に緩和し、中小企業基本法で規定する全ての中小企業を対象とされたい。

6. 都市における良好な商業環境の整備促進

(1) TMO補助制度の弾力的運用

中心市街地の活性化を促進するTMOの事業活動を一層円滑に進めるため、TMO補助制度の弾力的運用を図られたい。特に、事業費における補助対象事業の認定並びに補助金の支給実務にあたって、現実に即した柔軟な運用に改められたい。

(2) まちづくりにおけるルールづくりの促進

中心市街地の商店街において、青少年にとって好ましくない店舗・業種の空き店舗への入居を制限できるよう、一定地域の土地所有者等の合意があれば建築物の用途を制限できる地区計画や建築協定の合意基準や運用を緩和されたい。

7. 国との協調融資である兵庫県・神戸市の緊急災害復旧資金融資制度の据置期間及び償還期間の更なる延長

被災地中小企業は、受注・販売不振、借入金の増加に伴う返済・金利負担などにより極めて厳しい状況にあるので、兵庫県・神戸市の緊急災害復旧資金融資制度における据置期間及び償還期間を延長されたい。

8. 政府系中小企業金融機関の災害復旧融資の取扱期間の更なる延長と制度の弾力的運用

被災地中小企業の経営再建支援のため、平成16年7月31日までとなっている商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫の災害復旧融資の取扱期間を更に延長されるとともに、同制度の弾力的運用を図られたい。

以 上